

令和7年度 医師の負担軽減及び処遇改善に関する計画

	取組内容	対応方針・計画
医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担	初診時の予診の実施	問診票の見直し及び看護師や医師事務作業補助者による役割を拡大する取り組みの推進。
	静脈採血等の実施	外来看護師による静脈採血を引き続き実施する等、役割分担を推進し、医師の負担軽減を図る。
	入院の説明の実施	入退院支援センターにおいて、入院に関するオリエンテーション、患者基本情報の収集、常用薬の確認、中止薬に関する説明、術前確認等を引き続き実施する。
	検査手順の説明の実施	外来看護師による検査手順の説明を引き続き実施する等、役割分担を推進し、医師の負担軽減を図る。
	看護師特定行為の実施	専門的な研修を修了した看護師が医師の指示のもと、認められた特定行為を実施することにより、医師の負担軽減を図る。
	I Vナースの配置	抗がん剤及び造影剤注射に係る医師の負担軽減に向け、I Vナースを引き続き配置する。
	服薬指導	薬剤師による服薬指導を引き続き実施する等、役割分担を推進し、医師の負担軽減を図る。 服薬指導等を通じて把握した患者の内服薬情報と医薬品の副作用情報等を照らし合わせたうえでの、医師への情報提供。
	その他	医師事務作業補助者の配置により、病院情報システム代行人力等のさらなる充実を図る。
		診療情報管理士によるNCDデータ入力の実施により、医師の負担軽減を図る。
		音声認識システム『AmiVoice』を活用し、診療録等記載に係る医師の負担軽減を図る。
がん相談支援センターを活用し、可能な範囲内で相談員が患者及び家族への説明を行う等、役割分担を推進し、医師の負担軽減を図る。		
医師の勤務体制に係る取組	勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	適切な当直勤務命令の実施及び実績確認の実施。
	前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保	職員勤務管理システムによる適切な労務管理の実施。
	育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項または同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	育児短時間勤務制度の積極的活用により職場復帰支援の充実を図る。
医療従事者の勤務環境改善	院内保育所の設置	保育サービスのさらなる充実及び病児保育導入の検討。
	通訳サービスの活用	外国人患者への対応として、医師の負担軽減に向け、大阪府の通訳サービスを活用する。